

## つくばみらい 相談事例

### 使い捨てライターの販売規制

子どもの火遊びを防ぐために、使い捨てライターの販売規制が実施されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

東京消防庁管内で 1999 年から 2008 年の 10 年間に、12 歳以下の子供による火遊びの火災は、711 件発生しました。火遊びに使ったものはライターが最も多く、7 割を占めています。

このような事故を防ぐために、2011 年 9 月 27 日より、**消費生活用製品安全法施行令の一部が改正**されました。

いわゆる「使い捨てライター」や「多目的ライター」で、CR（チャイルドレジスタンス）機能を付けるなどの技術基準に適合した「**PSC マーク**」のあるライター以外は、完全に販売が禁止となりました。

CR 機能付きのライターとは、こどもの力では押せないよう着火スイッチが重くなっていたり、ストッパーなどの安全装置が組み込まれていたりにして、子どもが簡単に操作できないようになっています。

これまでの使い捨てライターや不要なライターは、なるべく早く処分しましょう。つくばみらい市では、燃料を使い切り不燃ごみに出して下さい。

PSC マークのあるライターであっても、**子どもの目に触れず手の届かない場所で厳重に管理することが大切です**。また、子どもには日頃から火災の怖さや火遊びの危険性を教えましょう。



**PSC マーク**